

委任状

※必ず委任する本人がすべて記入してください。

※委任状を偽装して証明書を取得した場合には、私文書偽造等の罰則が科せられます。

※代理人は窓口で本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示が必要です。

◆ 窓口にくる方(代理人)

住 所			
氏 名	生年月日	年	月 日

私に係る下記の「証明書の請求」及び「届出書の受領」する権限を、上記代理人に委任します。

※ 委任事項にを付けてください。

住 民 票	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(※) ・ <input type="checkbox"/> 住民記載事項証明書	通
	※ 個人番号や住民票コードを記載した証明書は代理人には手渡し出来ません。 委任者(依頼する人)の住所に郵送します。	
戸 籍	<input type="checkbox"/> 戸籍全部(個人)事項証明書 ・ <input type="checkbox"/> 除籍謄抄本 ・ <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し	通
	<input type="checkbox"/> 身分証明書	通
住所異動	<input type="checkbox"/> 転入 ・ <input type="checkbox"/> 転居 ・ <input type="checkbox"/> 転出	
	<input type="checkbox"/> 在留カードの受領	
印 鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑の登録申請 ・ <input type="checkbox"/> 印鑑の廃止申請 ・ <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の受領	
そ の 他	<input type="checkbox"/> ()	

備 考	
-----	--

市区村長 殿

◆委任する人(委任者)	委任した日	令和	年	月	日
住 所					
氏 名	生年月日	年	月	日	
連 絡 先	委任内容が不明な場合に連絡させていただきます。				

※ 裏面も必ずお読みください。

◆ 委任者が委任状の全部又は一部を自書できない場合、代筆者(代理人は不可)は次の欄に記入してください。

確 約 書	
この委任状は、身体上の理由で本人が自書できないため、本人の指示のもとに作成したものであり、委任事項は本人の意思に基づくものに相違ありません。	
【代筆者住所】	
【代筆者氏名】	

代理人による各種証明書の交付請求書の交付について

委任を受けた人（代理人）が、委任状を持参し、窓口で交付請求書に必要事項を記入していただきますので、次の点に留意してください。

1. 必要な証明書を確認してください。（どの証明書が必要か、どなたの証明書が必要か、何通必要か）
2. 住民票の写しを請求する際、同じ住所でも世帯を分けている場合は委任状が必要です。
3. 住民票の写しには、「世帯主との続柄」「本籍・筆頭者」「外国人項目」「住民票コード」「個人番号（マイナンバー）」を記載できます。事前に各項目の記載の有無を確認してください。

● 世帯主・続柄	➤ 世帯主の氏名と世帯主からみた続柄を記載します。
● 本籍・筆頭者	➤ 本籍地と筆頭者の氏名を記載します。
● 外国人項目	➤ 外国人項目（国籍・在留資格・在留期間・在留カード番号等）を記載します。 ➤ 外国人のみ記載できます
● 住民票コード	➤ 住民票コードを記載します。
● 個人番号	➤ 個人番号（マイナンバー）を記載します。

4. 住民票の写し等に個人番号（マイナンバー）や住民票コードの記載が必要な場合、「提出先」が必要になりますので、窓口にて提出先を聞き取りさせていただきます。この場合、代理人に直接手渡しすることはできませんので、本人（委任者）の住所に郵送します。
5. 戸籍関係（身分証明書を除く）は、委任状がなくても、本人・直系親族（祖父母・父母・子・孫）・配偶者の証明書を請求することができます。また、本籍地以外の市区町村窓口でも請求することができます。
ただし、本人・直系親族（祖父母・父母・子・孫）・配偶者以外の戸籍証明書（身分証明書を除く）を請求する場合は、委任状が必要になります。また、委任状があっても、本籍地以外の市区町村窓口で請求することはできません。
6. 身分証明書は、本人（委任者）分以外は請求できません。
7. 住所異動届について
 - a. 住所異動届に異動日や住所、世帯主を正確に記入してください。
 - b. 転入手続きでは、前住所地で発行された「転出証明書」が必要ですので、お忘れなく持参ください。
また、マイナンバーカードをお持ちの方は合わせて持参してください。
 - c. 特例転入の場合、マイナンバーカードを持参してください。
8. 代理人による印鑑登録は、委任状のみでは手続きできません。来庁できない証明等が必要になりますので、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。